

令和3年度

第5回御船町議会定例会(9月会議)

議 案

令和3年9月9日(木)

令和3年度第5回御船町議会定例会（9月会議）議事日程

令和3年9月9日（木）午前10時開議

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 諸報告 | |
| | 1 諸般の報告 | |
| | 2 行政報告 | |
| 第 3 | 一般質問 | |
| 第 4 | 報告第10号 | 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第 5 | 報告第11号
【別冊】 | 専決処分の報告について |
| 第 6 | 認定第 1号 | 令和2年度御船町一般会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第 7 | 認定第 2号 | 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
について
【別冊】 |
| 第 8 | 認定第 3号 | 令和2年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
について
【別冊】 |
| 第 9 | 認定第 4号 | 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
について
【別冊】 |
| 第10 | 認定第 5号 | 令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算
について
【別冊】 |
| 第11 | 認定第 6号 | 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
について
【別冊】 |
| 第12 | 認定第 7号 | 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳
出決算について
【別冊】 |

第 1 3	認定第 8 号	令和 2 年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について 【別冊】
第 1 4	議案第 1 4 号	災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 5	議案第 1 5 号	御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 6	議案第 1 6 号	財産の取得について
第 1 7	議案第 1 7 号	令和 3 年度御船町一般会計補正予算（第 6 号）について 【別冊】
第 1 8	議案第 1 8 号	令和 3 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について 【別冊】
第 1 9	議案第 1 9 号	令和 3 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について 【別冊】
第 2 0	議案第 2 0 号	令和 3 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について 【別冊】
第 2 1	議案第 2 1 号	令和 3 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について 【別冊】
第 2 2	議案第 2 2 号	令和 3 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について 【別冊】
第 2 3	議案第 2 3 号	令和 3 年度御船町水道事業会計補正予算（第 1 号）について 【別冊】

報告第 10 号

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

御船町の財政健全化判断比率

%

区 分	令和 2 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	なし	14. 87	20. 0
連結実質赤字比率	なし	19. 87	30. 0
実質公債費比率	10. 1	25. 0	35. 0
将来負担比率	77. 8	350. 0	
公営企業会計の資金不足比率	水道事業会計、下水道事業特別会計及び緑の村運営事業特別会計のいずれも資金不足がないため「なし」	20. 0	

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年9月9日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第14号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第5号）について

議案第 1 4 号

災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例（昭和 3 0 年条例第 5 1 号）及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（昭和 4 3 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

農業災害補償法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）の法律名及び字句等の改正に伴い、災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

(災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例の一部改正)

第1条 災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例(昭和30年条例第51号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 災害による被害者に対し課すべき町民税、固定資産税及び軽自動車税の減免について、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条各号列記以外の部分中「因り」を「より」に、「該当する事」を「該当すること」に、「於いて」を「おいて」に改め、同条第3号中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下法という。)法第292条第1項第9号」を「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第10号」に改め、同条第4号中「保険金損害保証金に因り補てんさるべき金額」を「保険金損害保証金により補填されるべき金額」に改める。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「支払わるべき」を「支払われるべき」に、「あんぶんして」を「^{あん}按分して」に改める。

第4条第1項中「因り」を「より」に、「固定資産税中」を「固定資産税のうち」に改め、同項第1号中「8割である場合」を「8割以上である場合」に改める。

第5条中「災害を被った」を「被害を受けた」に改め、同条第2号中「因り」を「より」に改め、同条第4号中「取替」を「取替え」に、「2割以上4割」

を「2割以上4割未満」に改める。

第6条中「災害に因り災害を被った」を「災害により被害を受けた」に、「固定資産税の中」を「固定資産税のうち」に改め、同条ただし書中「亘り」を「わたり」に、「於て」を「おいて」に改める。

第8条中「受けようとするもの」を「受けようとする者」に改める。

第9条中「町民税又は固定資産税」を「町民税、固定資産税及び軽自動車税」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

(災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正)

第2条 災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（昭和43年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所得割額及び資産割額」を「所得割額」に改める。

第2条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第3条を削る。

第4条中「前2条」を「前条」に、「様式第1号及び様式第2号により保険税減免申請書」を「保険税減免申請書（別記様式）」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条を第4条とする。

様式第2号を削り、様式第1号中「第4条関係」を「第3条関係」に、「保険税（所得割額）減免申請書」を「保険税減免申請書」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 5 号

御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

御船町人権擁護に関する条例（平成 8 年条例第 1 5 号）の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 9 号）等
の制定に伴い、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進する
ため本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

御船町人権擁護に関する条例（平成8年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障害、性別、国籍等による差別など、あらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条の見出し中「役割」を「責務」に改め、同条中「施策を」の次に「積極的に」を加え、「すべての」を「全ての」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（町民の責務）

第3条 全ての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための国及び地方公共団体が実施する施策に協力し、人権意識の高揚に努めるものとする。

（町の施策の推進）

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護の施策を総合的に推進するように努めるものとする。

る。

2 町は、前項の施策を推進するために、国及び県が実施する人権に関する調査に対し、各種関係団体と連携を図り、協力するものとする。

第8条を第9条とし、第7条中「差別をなくし」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「差別をなくし」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし」に改め、「県」の次に「及び各種関係団体」を加え、「指導を受け」を削り、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

財産の取得について

小型動力ポンプ積載車（第 1 分団第 5 班・第 8 分団第 2 班）について、
次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 備品名 小型動力ポンプ積載車（2 台）

2 納入場所 御船町大字御船地内

3 購入金額 9, 844, 780 円

4 契約の相手方

住 所 熊本県熊本市中央区神水 2 丁目 6 番 7 号

商 号 野々村ポンプ株式会社

代表者 代表取締役 湯本 淳二

（提案理由）

動産の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。